

本局各部各課長 殿
各事務所（管理所）長 殿

技 術 調 整 管 理 官

「付加的業務の費用計上について」の一部改訂および補足について

標記については、令和3年3月26日付け事務連絡「付加的業務の費用計上について」（以下事務連絡という）にて通知していますが、下記のとおり一部改訂したので、これにより実施されたい。（改定および補足個所については赤字記載個所）

記

1. 適 用

令和3年4月1日以降に契約変更する工事から適用する。

2. 費用計上

(1)改定内容

平成24年3月23日付け事務連絡「現場推進会議について（運用）」の7. 費用計上

(2)②及び(3)①について、以下のとおり改訂する。

7. 費用計上

(2) 当該工事に係わる設計業務を受注した設計者に対する費用の積算方法

②旅費交通費

「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。※旅費交通費以外のその他原価、一般管理費等は計上しない。なお、Web形式で実施した場合においては、旅費交通費は計上しないものとする。

(3) 「現場推進会議」で決定した図面修正等の費用は以下の積算基準に基づき適切な費用を計上すること。

①付加的業務については、受注者からの見積りに従い計上すること。

(2) 見積依頼

①見積りは、直接人件費及び消費税以外の全ての経費（以下その他経費という）とし、その他経費は、直接人件費に対する割合で徴収する。

②直接人件費は、設計業務等技術者単価及び公共工事設計労務単価による。

(3) 積算入力

- ①見積を官積算単価に置きかえ、万円単位まるめで、業務委託料へ入力する。
- ②労務単価の適用年月については「現場推進会議の開催月」とし、現場推進会議を開催していない場合は、最初に付加的業務対象となる図面修正の協議（指示）を行った月の労務単価を適用するものとする。
- ③現場推進会議または付加的業務対象となる図面修正の協議（指示）を複数回実施している場合においては、初回の現場推進会議または図面修正の協議（指示）時の労務単価とし、複数年月の労務単価に見積を置き換えることは行わない。
- ④単価適用年月については、上記（3）③を基本とするが、施工箇所が点在する工事や、年度毎に設計書が存在する維持工事等については、施工箇所・年度毎に上記（3）②に準じて労務単価適用年月を判断するものとする。

3. 条件明示

追加特記仕様書へ、以下を記載するものとする。なお、既契約工事においては、追加特記仕様書記載例を協議（指示）する。

<追加特記仕様書記載例>

追特仕〇－〇 付加的業務

- (1) 契約書第18条4項及び第19条において設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うものと規定されているところであるが、設計図書の訂正又は変更に関わる作業（以下当該作業という）について、別途、監督職員より協議（指示）することができるものとする。
- (2) 当該作業区分は、当初設計図書に対し、監督職員が必要と認め、受注者により作業した変更図面及び数量計算書の作成であり、当初図面に対し、廃止する図面及び図面タイトルの修正は対象としない。
- (3) 受注者は、当該作業に関する見積書を監督職員に提出するものとする。
- (4) 当該作業数量は、以下のとおり計上している。

種類	縮尺	枚数	備考
図面			
数量計算書			